

埼玉県農業再生協議会会計処理規程の改正について

(平成 30 年 5 月 9 日)

1 改正の理由

予算の執行について、謝金の算定根拠を明らかにするための規定を整備したことによる改正。

埼玉県農業再生協議会会計処理規程

平成16年4月14日制定
平成19年4月13日一部改正
平成21年4月13日一部改正
平成22年4月26日一部改正
平成23年5月16日一部改正
平成25年2月22日一部改正
平成25年5月 7日一部改正
平成26年2月14日一部改正
平成27年1月29日一部改正
平成27年5月15日一部改正
平成28年5月17日一部改正
平成29年5月 8日一部改正
平成30年5月 9日一部改正

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、埼玉県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）の会計の処理に関する基準を確立して、県協議会の業務の適正、かつ、能率的な運営と予算の適正な実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 県協議会の会計業務に関しては、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱（平成27年4月9日付け26経営第3570号農林水産事務次官依命通知）、経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け農林部長決裁）及び埼玉県農業再生協議会規約（以下「協議会規約」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

(会計原則)

第3条 県協議会の会計は、次の各号に掲げる原則に適合するものでなければならない。

- (1) 県協議会の会計処理に関し、真実な内容を明瞭に表示すること。
- (2) すべての取引について、正確な記帳整理をすること。
- (3) 会計の処理方法及び手続は、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計区分)

第4条 県協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ区分して経理する。

- (1) 経営所得安定対策推進事業会計
- (2) 構成団体負担金会計

2 県協議会の業務遂行上必要のある場合は、前項の会計と区分して特別会計を設けることができるものとする。

(口座の開設)

第5条 前条に関する口座は埼玉県信用農業協同組合連合会に開設するものとする。

(会計年度)

第6条 県協議会の会計年度は、協議会規約に定める事業年度に従い毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(出納責任者)

第7条 出納責任者は、会長とする。

(経理責任者)

第8条 次の各号に掲げる埼玉県農業再生協議会事務処理規程(以下「事務処理規程」という。)第3条第1項に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。

【事務の区分】

【経理責任者】

- | | |
|---|------------------------------------|
| (1) 経営所得安定対策推進事業(国事業名
経営所得安定対策等推進事業)の実施
に係る事務 | 埼玉県農業協同組合中央会地域振興部長
埼玉県農林部生産振興課長 |
| (2) 農地の利用集積に係る事務 | 埼玉県農林部農業ビジネス支援課長 |
| (3) 耕作放棄地の再生利用に係る事務 | 一般社団法人埼玉県農業会議事務局長 |
| (4) 担い手の育成・確保に係る事務 | 一般社団法人埼玉県農業会議事務局長 |
| (5) 構成団体負担金会計 | 埼玉県農業協同組合中央会地域振興部長 |

2 前項の各事務の区分の経理責任者は、当該事業に係る事務処理規程第3条第1項の事務責任者及び当該事務に係る埼玉県農業再生協議会文書取扱規程第5条第1項による文書管理責任者を兼務することができる。

(帳簿書類の保存、処分)

第9条 会計帳簿、会計稟議書その他の書類の保存期間は、次の各号に掲げるものとする。

- | | |
|---|----|
| (1) 予算及び決算書類 | 5年 |
| (2) 会計帳簿及び会計稟議書 | 5年 |
| (3) 証ひょう書類(領収書その他会計稟議書の正当性を立証する書類をいう。以下同じ。) | 5年 |
| (4) その他の書類 | 3年 |

2 前項各号の保存期間は、決算完結の日から起算する。

3 第1項各号に掲げる書類の焼却その他の処分を行う場合には、あらかじめ第8条第1項の経理責任者の指示又は承認を受けるものとする。

第2章 勘定科目及び会計帳簿類

(勘定科目)

第10条 第4条の各会計区分には、収入及び支出の状況及び財政状態を的確に把握するため必要な勘定科目を設ける。

2 各勘定科目の名称、配列並びに内容については、会長が別に定める。

(勘定処理の原則)

第 11 条 勘定処理を行うに当たっては、次の各号に掲げる原則に留意しなければならない。

- (1) すべての収入及び支出は、予算に基づいて処理すること。
- (2) 収入と支出は、相殺してはならないこと。
- (3) その他一般に公正妥当と認められた会計処理の基準に準拠して行うこと。

(会計帳簿)

第 12 条 会計帳簿は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 主要簿

(2) 補助簿

- 2 主要簿は、会計稟議書をもってこれに代えることができる。
- 3 補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、会計稟議書及び収支計算書と有機的関連のもとに作成しなければならない。
- 4 収支計算書及び補助簿の様式は会長が別に定める。

(会計稟議書)

第 13 条 一切の取引に関する記帳整理は、会計稟議書により行うものとする。

2 会計稟議書は、次の各号に掲げるものとし、その様式は、会長が別に定める。

(1) 収納稟議書

(2) 支出稟議書

(3) 振替稟議書

(4) 支出伺・旅費精算書

- 3 会計稟議書は、証ひょうに基づいて作成し、証ひょうとともに保存する。
- 4 会計稟議書は作成者が押印した上で、第 8 条第 1 項の経理責任者の承認印を受けるものとする。

(記 帳)

第 14 条 収支計算書は、すべて会計稟議書に基づいて記帳しなければならない。

2 補助簿は、会計稟議書又は証ひょうに基づいて記帳しなければならない。

(帳簿の更新)

第 15 条 会計帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

第 3 章 予算

(予算の目的)

第 16 条 予算は、各会計年度の事業活動を明確な計数でもって表示することにより収支の合理的規制を行い、事業の円滑適正な運営を図ることを目的とする。

(事業計画及び収支予算の作成)

第 17 条 事業計画及び収支予算は、毎事業年度会計区分ごとに作成し、総会の議決を経てこれを定める。

2 前項の規定による事業計画及び収支予算は、関東農政局長に報告しなければならない。

(予算の実施)

第 18 条 予算の執行者は会長とする。

(予算の流用)

第 19 条 予算は、定められた目的に使用するものとし、会計区分間の流用してはならない。

第 4 章 出納

(金銭の範囲)

第 20 条 この規定において「金銭」とは現金及び預貯金をいい、「現金」とは通貨のほか、郵便為替証書、為替貯金証書及び官公署の支払通知書をいう。

(金銭出納の明確化)

第 21 条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行之、日々
の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

2 金銭の出納は、会計稟議書によって行わなければならない。

(金銭の収納)

第 22 条 金銭を収納したときは、会長が別に定める様式の領収証を発行しなければならない。

2 入金先の要求その他の事由より、前項の様式によらない領収証を発行する必要があるときは、第 8 条第 1 項の経理責任者の承認を得てこれを行う。

3 金融機関への振込みの方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(支払方法)

第 23 条 出納の事務を行う者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書その他取引を証する書類に基づき、第 8 条第 1 項の経理責任者の承認を得て行うものとする。

2 支払は、金融機関への振込により行うものとする。ただし、小口払その他これによりがたい場合として第 8 条第 1 項の経理責任者が認めた支払のときは、この限りでない。

(支払期日)

第 24 条 金銭の支払は、毎月末とする。ただし、随時払の必要のあるもの及び定期払のものについては、この限りではない。

(領収証の徴収)

第 25 条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。

ただし、領収証の徴収が困難な場合には、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込みの方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(預貯金等の保管)

第 26 条 預貯金証書又は預貯金通帳については、所定の金庫に保管し、又は金融機関等に保護預けするものとする。

(金銭の過不足)

第 27 条 出納事務を行う者は、原則として毎月 1 回以上、預貯金の残高の証明できる書類によりその残高と帳簿残高との照合を行うとともに、金銭に過不足が生じたときは、遅滞なく第 8 条第 1 項の経理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第 5 章 物 品

(物品の定義)

第 28 条 物品とは、消耗品並びに耐用年数 1 年以上の器具及び備品をいう。

(物品の購入)

第 29 条 前条の物品の購入については、会計稟議書に見積書を添付し、第 8 条第 1 項の経理責任者を経て、会長の決裁を受けなければならない。ただし、1 件の購入金額が 20 万円未満のときは、事務局長が専決処理にすることができる。

(物品の照合)

第 30 条 出納の事務を行う者は、耐用年数 1 年以上の器具及び備品について、備品台帳を設けて保全状況及び移動について所要の記録を行うとともに、その移動及び滅失又はき損があった場合は、第 8 条第 1 項の経理責任者に通知しなければならない。

2 第 8 条第 1 項の経理責任者は、毎事業年度 1 回以上、現物照合し、差異がある場合は、所定の手続きを経て、前項の備品台帳の整備を行わなければならない。

(規定の準用)

第 31 条 県協議会の運営に必要な経費であって、会議費等軽微なものの支出については、第 29 条の規定を準用する。

2 会員等への謝金は彩の国さいたま人づくり広域連合の外部講師謝金支払基準の規定を準用する。

第 6 章 決 算

(決算の目的)

第 32 条 決算は、第 6 条の会計年度内の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、当該期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(決算の種類)

第 33 条 決算は、毎半期末の半期決算と毎年 3 月末の年度決算に区分する。

(半期決算)

第 34 条 第 8 条第 1 項の経理責任者は、毎半期末に会計記録を整理し、次の各号に掲げる計算書類を作成して翌月の 15 日までに事務局長を経て会長に報告しなければならない。

- (1) 予算対比収支計算書
- (2) 財産目録

(財務諸表の作成)

第 35 条 第 8 条第 1 項の経理責任者は、毎事業年度終了後速やかに年度決算に必要な整理を行い、次の各号に掲げる計算書類を作成し、会長に報告しなければならない。

- (1) 収支計算書
- (2) 財産目録

(年度決算の確定)

第 36 条 会長は、前条の計算書類に基づいて監事の監査を受けた後、当該計算書類に監事の意見書を添えて総会に提出し、その承認を受けて年度決算を確定する。

(報告)

第 37 条 会長は、前条の規定により決算が確定したときは、速やかにその旨を関東農政局長に報告しなければならない。

第 7 章 雑 則

(雑則)

第 38 条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程、協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 14 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 13 日から施行する。
- 2 平成 19 年度に執行する平成 18 年度対策（麦・大豆品質向上対策、稲作所得基盤確保対策及び担い手経営安定対策）については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 26 日から施行する。

2 平成21年産の取組に係る水田農業構造改革対策、耕畜連携水田活用対策及び水田等有効活用促進対策については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成23年5月16日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成25年2月22日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成25年5月7日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成26年2月14日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年1月29日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年5月15日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年5月17日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年5月8日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成30年5月9日から施行する。